

レンタカーの手続きに関するお知らせ

～令和4年9月1日からレンタカーの取扱いが変わります～

レンタカーの増車・代替について、輸送監査部門の経由手続きが不要となります。

※マイクロバスを除く



代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となります。

（レンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付してください。写しは車両毎に添付してください。）

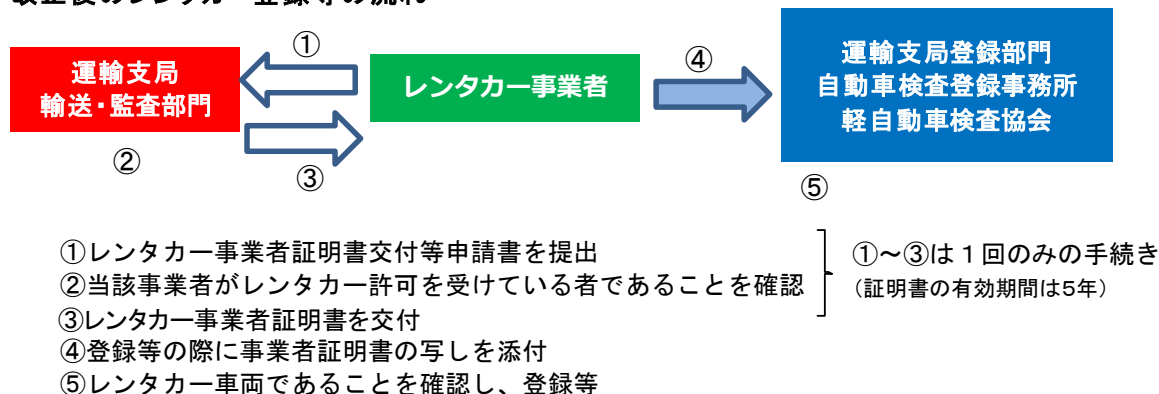
レンタカー事業者証明書の交付申請書は岩手運輸支局 HP へ掲載しています。

<https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/it/yusou/it-yure01.html>

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には申請が必要です。
- ・交付申請は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送・監査部門に対して行って下さい。
- ・証明書の有効期限は5年です。（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です。）
- ・証明書の有効範囲は、東北運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

改正後のレンタカー登録等の流れ



お問い合わせ先

岩手運輸支局 輸送・監査部門 TEL 019-638-2154 (音声案内3番)